

令和6年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加） 〈予算〉

- 1 令和6年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和7年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

〈人事〉

- 1 墨田区副区長選任の同意について
- 2 墨田区監査委員選任の同意について

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率の改定等をするほか、国民健康保険法施行令の一部改正（7.2.7公布、7.4.1施行）により、低所得世帯の保険料における均等割額の減額に係る判定所得基準を改正する。

(2) 内容及び施行期日

ア 保険料率の改定及び賦課限度額の改正

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、賦課限度額を一部引き上げる。

区 分		現 行		改 正 案	
基 礎 賦 課 額	所 得 割	8. 6 9 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕		7. 7 1 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕	
	被 保 険 者 均 等 割 (被 保 険 者 1 人 に つ き)	4 9 , 1 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕		4 7 , 3 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕	
	賦 課 限 度 額	6 5 0 , 0 0 0 円		6 6 0 , 0 0 0 円	
後期高齢者支援金等賦課額	所 得 割	2. 8 0 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕		2. 6 9 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕	
	被 保 険 者 均 等 割 (被 保 険 者 1 人 に つ き)	1 6 , 5 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕		1 6 , 8 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕	
	賦 課 限 度 額	2 4 0 , 0 0 0 円		2 6 0 , 0 0 0 円	
介護納付金賦課額	所 得 割	2. 3 6 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕		2. 2 5 / 1 0 0 〔賦課割合：56/100〕	
	被 保 険 者 均 等 割 (被 保 険 者 1 人 に つ き)	1 6 , 5 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕		1 6 , 6 0 0 円 〔賦課割合：44/100〕	
	賦 課 限 度 額	1 7 0 , 0 0 0 円		現行どおり	

イ 保険料率の改定に伴う低所得世帯に係る均等割保険料の減額等に係る改正

低所得世帯に係る被保険者均等割保険料から減額する額を改定するとともに、同世帯の保険料に係る均等割額の減額に係る判定所得基準を改正する。

区 分	現 行			改 正 案		
	判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7 割 減 額 世 帯	所得が〔43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	3 4 , 3 7 0 円	現行どおり	基礎	3 3 , 1 1 0 円
		後期	1 1 , 5 5 0 円		後期	1 1 , 7 6 0 円
		介護	1 1 , 5 5 0 円		介護	1 1 , 6 2 0 円
5 割 減 額 世 帯	所得が〔43万円+2.9万5千円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	2 4 , 5 5 0 円	所得が〔43万円+3.0万5千円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	2 3 , 6 5 0 円
		後期	8 , 2 5 0 円		後期	8 , 4 0 0 円
		介護	8 , 2 5 0 円		介護	8 , 3 0 0 円
2 割 減 額 世 帯	所得が〔43万円+5.4万5千円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	9 , 8 2 0 円	所得が〔43万円+5.6万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	9 , 4 6 0 円
		後期	3 , 3 0 0 円		後期	3 , 3 6 0 円
		介護	3 , 3 0 0 円		介護	3 , 3 2 0 円

＊基礎：基礎賦課額 ＊後期：後期高齢者支援金等賦課額 ＊介護：介護納付金賦課額

ウ 保険料率の改定に伴う未就学児に係る均等割保険料の減額に係る
改定
未就学児に係る被保険者均等割保険料から減額する額を改める。

区 分		現 行	改 正 案
		未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額
7 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	7, 3 6 5 円	7, 0 9 5 円
	後期高齢者支援金等賦課額	2, 4 7 5 円	2, 5 2 0 円
5 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	1 2, 2 7 5 円	1 1, 8 2 5 円
	後期高齢者支援金等賦課額	4, 1 2 5 円	4, 2 0 0 円
2 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	1 9, 6 4 0 円	1 8, 9 2 0 円
	後期高齢者支援金等賦課額	6, 6 0 0 円	6, 7 2 0 円
そ の 他 世 帯	基礎賦課額	2 4, 5 5 0 円	2 3, 6 5 0 円
	後期高齢者支援金等賦課額	8, 2 5 0 円	8, 4 0 0 円

エ 施行期日
本年 4 月 1 日

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第13号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 151,421,085	千円 66,000	千円 151,487,085

◇ 歳 出 66,000 千円

- 1 民生費 66,000千円
- (1) 心身障害者福祉費 66,000千円
- ・ 自立支援給付事業費追加 66,000千円
- 自立支援給付事業費について、不足が見込まれるため、予算の増額を行う。

◇ 歳 入 66,000 千円

- 1 国庫支出金 32,119千円
- (1) 国庫負担金 32,119千円
- ・ 障害者総合支援法事業費追加 32,119千円
- 2 都支出金 16,383千円
- (1) 都負担金 16,059千円
- ・ 障害者総合支援法事業費追加 16,059千円
- (2) 都補助金 324千円
- ・ 障害者施策推進区市町村包括補助事業費追加 324千円
- 3 繰入金 17,498千円
- (1) 基金繰入金 17,498千円
- ・ 財政調整基金からの繰入金追加 17,498千円

II 繰越明許費補正
(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	防災情報システムの運用事業	14,398
区民生活費	文化振興費	すみだトリフォニーホール管理運営事業	16,838

令和7年度 墨田区一般会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
143,019,000	992,000	144,011,000

◇ 歳 出 992,000 千円

1 民生費 992,000千円

(1) 社会福祉費 992,000千円

・ (仮称) 定額減税補足給付金事業費(不足額給付) 992,000千円

令和6年度に給付した定額減税補足給付金について、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのち、本来給付すべき所得額との差額分を不足額として給付する。

◇ 歳 入 992,000 千円

1 繰入金 992,000千円

(1) 基金繰入金 992,000千円

・ 財政調整基金からの繰入金追加 992,000千円